

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年 3月26日

山形市監査委員 玉田 芳和
同 村山 秀幸
同 浅野 弥史

記

1 定例監査及び行政監査

- (1) 監査の対象部課等 総務部 総務課、国際交流センター
消防本部 救急救命課、東消防署
- (2) 監査の期間 令和6年2月6日から令和6年3月25日まで
- (3) 監査の範囲
ア 定例監査 令和4年度の事務事業の執行状況
イ 行政監査 令和4年度の各種団体等の経理事務
- (4) 監査の結果
ア 定例監査

部課等名	監査の結果
総務部 総務課	指摘する事項はなかった。
総務部 国際交流センター	指摘する事項はなかった。
消防本部 救急救命課	指摘する事項はなかった。
消防本部 東消防署	指摘する事項はなかった。

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
総務部 総務課	該当する監査項目はなかった。
総務部 国際交流センター	該当する監査項目はなかった。

消防本部 救急救命課	該当する監査項目はなかった。
消防本部 東消防署	該当する監査項目はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
山形市国際交流協会	総務部 国際交流センター	山形市国際交流協会補助金 16,118,912円

(2) 監 査 の 期 間 令和6年2月16日から令和6年3月25日まで

(3) 監 査 の 範 囲

令和4年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監 査 の 結 果

団体及び所管部課等名	監査の結果
山形市国際交流協会 総務部国際交流センター	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 金券の保管状況において、次のようなものがあった。 (山形市国際交流協会) (1) 切手、はがき及び駐車券の管理において、保管枚数が受払簿の残枚数と一致していないもの (2) 駐車券の管理において、駐車券受払簿の使用枚数と残枚数が正しく記載されていないもの

	(3) 駐車券の管理において、在庫枚数が多いにもかかわらず購入し、在庫枚数が著しく多くなっているもの
--	--

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。